

土地区画整理審議会の役割

○審議会の主な権限

審議会の権限については、土地区画整理法（以下「法」と言う。）第56条第3項において、「審議会は、換地計画、仮換地の指定等に関する事項についてこの法律に定める権限を行う。」と規定されております。

○役割

市長の諮問より下表の事項（主なもの）について、意見を述べ、若しくは同意することです。

(1) 同意を求める事項

審議事項	内 容
評価員 (法第65条)	・ 評価員を選任する場合
宅地地積の適正化 (法第91条)	・ 過小宅地の基準となる地積を定める場合 ・ 過小宅地について換地を定めない場合 ・ 過小宅地を適正化するため過大宅地について特に減じて換地を定める場合
借地地積の適正化 (法第92条)	・ 過小借地の基準となる地積を定める場合 ・ 過小借地について、借地権の目的となるべき宅地又はその部分を定めない場合 ・ 過小借地を適正化するため、その借地の所有者が所有する他の宅地又は、その部分に存する権利について地積を特に減じて借地権の目的となるべき宅地又はその部分を定める場合
特別の宅地に関する措置 (法第95条)	・ 鉄道・学校・病院等特別の宅地に対してその位置、地積等に特別の考慮を払い換地を定める場合 ・ 公共公益施設について、清算金に特別の定めをする場合 ・ 公共施設の用に供している宅地について換地を定めない場合
保留地 (法第96条)	・ 保留地を定める場合

(2) 意見を聴く事項

審議事項	内 容
換地計画の作成及び 意見書の処理 (法第88条)	・換地計画の作成及び提出された意見書の内容審査をする場合
換地計画の変更 (法第97条)	・換地計画の内容を変更しようとする場合
仮換地の指定 (法第98条)	・仮換地を指定する場合

○審議会委員の任期

- ・審議会委員の任期は、5年間です。(法第58条)